

第49回 京町家まちづくりファンド委員会 議事録
(書面開催における議案決議に関する議事録)

開催形式：書面開催

委員：大場修、島田昭彦、深尾昌峰、カルドネル島井佐枝、島村泰彰

議案：(1) 令和5年度京町家まちづくりファンド改修助成事業について
(2) 令和5年度京町家まちづくりファンド普及啓発について

報告：(1) 京町家まちづくりファンド改修助成事業の進捗状況について
(2) 令和4年度京町家まちづくりファンド普及啓発の取組状況について

送付資料：委員名簿

提案書

議案書及び報告資料

資料1 令和5年度京町家まちづくりファンド改修助成事業募集要項(案)

資料2 令和5年度京町家まちづくりファンド普及啓発について

報告資料1 京町家まちづくりファンド改修助成事業の進捗状況について

報告資料2 令和4年度京町家まちづくりファンド普及啓発の取組状況について

1 委員会の決議があったとみなされた議案

- (1) 令和5年度京町家まちづくりファンド改修助成事業について
令和5年度京町家まちづくりファンド改修助成事業募集要項(案)
- (2) 令和5年度京町家まちづくりファンド普及啓発について

2 議案の提案者

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 理事長 青山吉隆

3 委員会の決議があったとみなされた日

令和5年3月31日

4 委員総数5名の同意書

添付の通り

5 記録

令和5年3月17日、公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 理事長 青山吉隆が委員の全員に対して上記委員会の決議の目的である議案について提案書を発し、令和5年3月31日までに、委員の全員から書面により同意の意思表示を得た。公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京町家まちづくりファンド規定 第9条3項及び4項に基づき、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなされた。

<参考>

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京町家まちづくりファンド規程

(委員会の定足数等)

第9条 (中略)

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、理事長の判断により必要に応じて、書面にて開催することができる。

以上